

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下「最優秀提案事業者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

平成30年6月11日

J R 釧網本線維持活性化実行委員会
委員長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務委託名 釧網本線利活用可能性調査事業
- (2) 業務概要
別紙「釧網本線利活用可能性調査事業に係る企画提案募集要項」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月22日まで

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
 - ウ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
 - エ 暴力団関係事業者等ではないこと。
 - オ コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類（以

下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

ア 提出書類

- ①参加表明書(様式第1号)
- ②会社概要(様式第2号)
- ③国税納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)及び法人住民税に係る納税証明書
- ④直近3期分の決算書等の経営内容が把握できる書類(写し可、貸借対照表、損益計算書必須)
- ⑤登記事項証明書(現在事項全部証明書。ただし、提出日前3か月以内に交付されたもの)
- ⑥コンソーシアムの場合、協定書の写し

イ 提出期間

平成30年6月11日から平成30年6月15日まで(土曜日、日曜日を除く。)の9時から17時まで。

ウ 提出先

郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地(釧路市総合政策部都市経営課内)
JR鋼網本線維持活性化実行委員会事務局(担当:田中)
電話 0154-31-4502

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、上記「ウ 提出先」においてこの告示の日から実行委員会が配付する。また、実行委員会ホームページにも掲載する。
- (3) 参加表明書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。
- (4) 提出された参加表明書等による参加資格要件審査を実行委員会が行い、「適合」と判定された者のみ、企画提案書を提出することができる。
- (5) その他
 - ア 参加表明書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された参加表明書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

4 企画提案書の提出等

- (1) 上記「3 参加表明書の提出等(4)」の企画提案書を提出することができる者の適否判定により参加資格が「適合」と認める者に対し、実行委員会は企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

企画提案書(様式第3号)及び企画提案書が記録されたCD-ROM等の電子媒体

イ 提出期間

平成30年6月18日から平成30年6月27日まで(土曜日、日曜日を除く。)の9時から17

時まで。

ウ 提出先

上記「3 (1) ウ」に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、上記3の(1)ウにおいて配付する。また、JR釧網本線維持活性化実行委員会ホームページ (<http://senmouhonsen.com>) にも掲載する。

(3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時、場所等は別途通知する。

(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(5) その他

ア 企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

5 最優秀提案事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された企画提案書等を評価し、最優秀提案事業者を選定する。

6 契約手続き

最優秀提案事業者を当該業務委託の内容に最も適すると認められる事業者として特定し、見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により、この者と契約手続きを行う。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

本事業は、道の補助金等を活用する予定である。このため、支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合には、本募集・選定手続について変更等する場合がある。

※本告示についての問い合わせ先

郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市総合政策部都市経営課内）

J R 釧網本線維持活性化実行委員会事務局（担当：田中）

電話 0154-31-4502